

平成29年度みよし市表彰審査委員会次第

期日 平成29年9月14日(木)

午前9時30分から

場所 みよし市役所 特別会議室

1 委員長あいさつ

2 市長あいさつ

3 諮問

4 審議

5 答申

6 その他

・感謝状候補者について

平成29年度みよし市表彰審査委員会委員名簿

委員長 倉本繁八

副委員長 近藤隆治

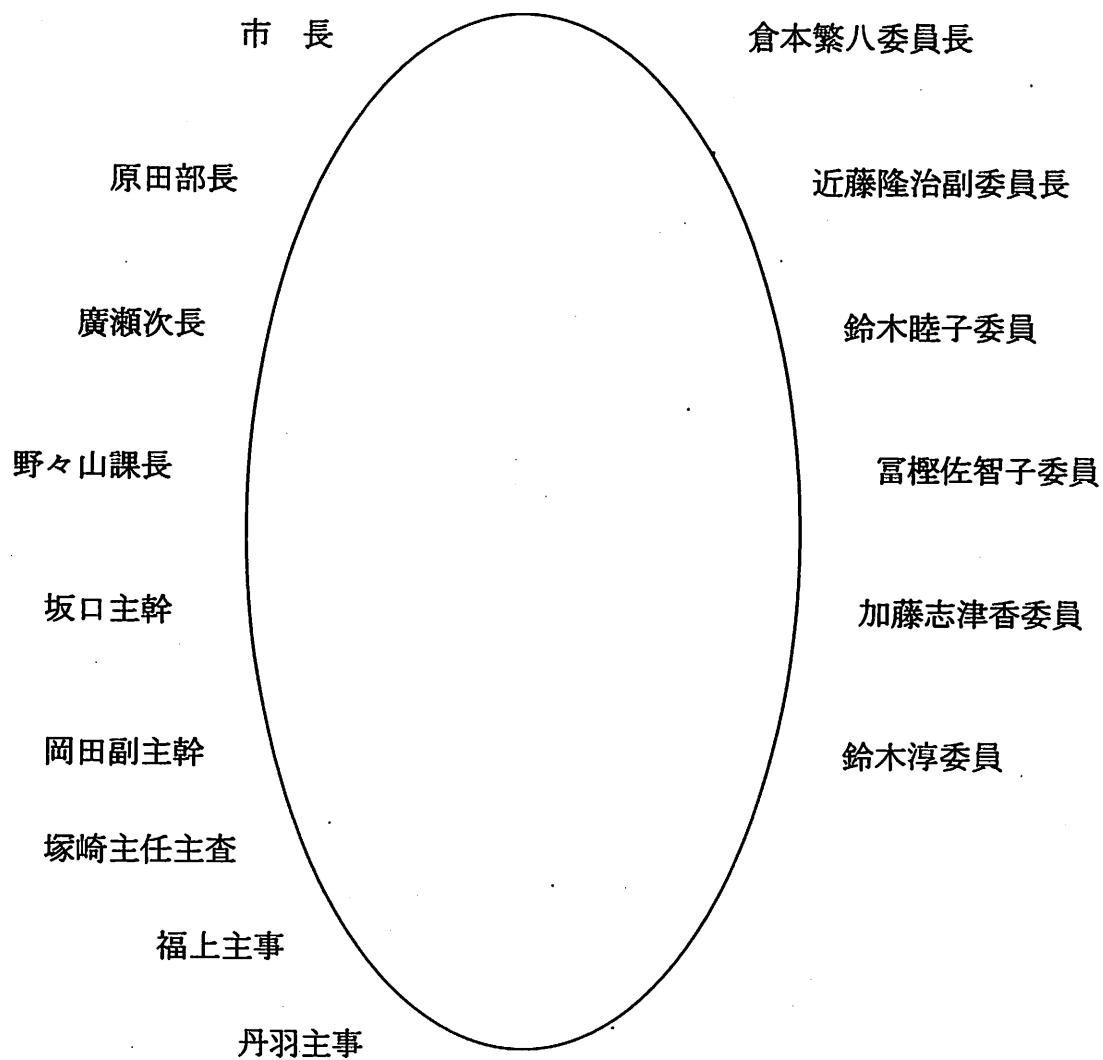
委員 鈴木睦子

委員 富樫佐智子

委員 加藤志津香

委員 鈴木淳

表彰審査委員会配席図



平成29年度
表彰状候補者一覧（案）

（平成29年9月14日現在）

平成29年度表彰状候補者(案)

番号	氏名	年齢	功勞	主な職歴・功績内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				

※年齢について、平成29年11月3日現在

表彰候補者略歴

【 】

氏名(年齢)		住所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
				年 月	
賞罰等			換算年数計	年 月	
			基準年数	年	

表彰候補者略歴

【 】

氏名(年齢)		住所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
賞罰等			換算年数計	年 月	
			基準年数	年	

表彰候補者略歴

【 】

氏名(年齢)		住所		
公職等の名称	在職年数	率	換算年数	備考
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
賞罰等		換算年数計		年 月
		基準年数		年

表彰候補者略歴

【 】

氏名(年齢)		住所		
公職等の名称	在職年数	率	換算年数	備考
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
賞罰等		換算年数計		年 月
		基準年数		年

表彰候補者略歴

【 】

氏名(年齢)		住所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
賞罰等			換算年数計	年 月	
			基準年数	年	

表彰候補者略歴

【 】

氏名(年齢)		住所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
賞罰等			換算年数計	年 月	
			基準年数	年	

表彰候補者略歴

【 】

氏名(年齢)		住所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
賞罰等			換算年数計	年 月	
			基準年数	年	

表彰候補者略歴

【 】

氏名(年齢)		住所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
賞罰等			在職年数計	年 月	
			基準年数	年	

表彰候補者略歴

【 】

氏名(年齢)		住所		
公職等の名称	在職年数	率	換算年数	備考
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
賞罰等	換算年数計		年 月	
	基準年数		年	

平成29年度
感謝状候補者一覧（案）

（平成29年9月14日現在）

平成29年度感謝状候補者(案)

番号	氏名	年齢	功労	主な職歴・功績内容
1				
2				
3				

※年齢について、平成29年11月3日現在

感謝状候補者略歴

【 】

氏名(年齢)		住所		
公職等の名称	在職年数	率	換算年数	備考
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
賞罰等		換算年数計	年 月	
		基準年数	年	

感謝状候補者略歴

【 】

氏名(年齢)		住所		
公職等の名称	在職年数	率	換算年数	備考
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
賞罰等		換算年数計	年 月	
		基準年数	年	

感謝状候補者略歴

【 】

氏名(年齢)		住所		
公職等の名称	在職年数	率	換算年数	備考
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
賞罰等	換算年数計		年 月	
	基準年数		年	

〇みよし市表彰条例

昭和53年3月24日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、市政の発展及び住民の福祉増進に貢献し、その功績顕著なものを表彰することを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は、次に掲げるものについて市長がこれを行う。

- (1) 地方自治の進展に貢献し、その功績の顕著なもの。
- (2) 教育・体育・学術技芸その他文化の振興に貢献し、その功績の顕著なもの。
- (3) 地方民生の安定に尽力し、その功績の顕著なもの。
- (4) 産業の開発振興に貢献し、その功績の顕著なもの。
- (5) 奇特篤行者で特に市民の模範となるもの。
- (6) その他特に表彰するを適当と認めるもの。

(審査委員会の設置)

第3条 第2条及び第4条に該当するものを審査するため、みよし市表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会に関する事項は、市長が規則で定める。

(表彰の取り消し)

第4条 被表彰者が地方自治の本義に反し、又は市の行う事業を害するような行為をなしたときは、委員会の同意を得てこの条例による表彰を取り消すことができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるものの外及びこの条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和53年5月1日から施行する。
- 2 三好町表彰規程（大正5年規程第3号）は、この条例施行の日から廃止する。

○みよし市表彰条例施行規則

昭和53年3月24日

規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、みよし市表彰条例（昭和53年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会)

第2条 条例第3条によるみよし市表彰審査委員会（以下「委員会」という。）は、条例の適用に関し市長の諮問に応じ、又は必要な事項を市長に助言する。

2 委員会の委員は6名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。ただし、臨時に委員を加えることができる。

(1) 学識経験者

(2) 市の職員

3 委員の任期は2年とし、その再任を妨げない。

補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員の互選による委員長及び副委員長各1名を置く。委員長及び副委員長の任期は2年とする。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集し全員の出席により開催する。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

(該当者の具申及び審査)

第4条 条例により表彰を必要と認めるものがあるときは、その経歴及び功績並びに賞罰の有無等を詳記した調書を添え、毎年8月31日までに又は特別の事情があるものについては、その都度これを市長に具申するものとする。

2 市長は、前項の具申があったときはこれを審査会に諮問するものとする。

3 前項の諮問を受けたときは、委員長は直ちに審査会を開き、表彰の適否を審査し、その結果を市長に文書でもって答申しなければならない。

(具申の対象範囲)

第5条 条例第2条各号に掲げるもののうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定めるものとする。ただし、特別の事情のあるものについてはこの限りでない。

(1) 条例第2条第1号に掲げるもの 次に掲げるもの

ア 市長として4年以上在職した者

イ 市議会の議員又は副市長、教育長若しくは病院事業管理者として8年以上在職した者

ウ ア又はイ以外の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号に該当する特別職又は区長として12年以上在職した者

エ 地方公務員法第3条第3項第2号に該当する職（区長を除く。）に16年以上在職した者

オ 地方公務員法第3条第3項第5号に該当する消防団員及び水防団員の職に16年以上在職した者

キ 市のために500万円以上（団体等にあつては1,000万円以上）私財を寄附した者

(2) 条例第2条第3号に掲げるもの 民生の業務に携わる者で、16年以上在職したもの

(3) 条例第2条第5号に掲げるもの 市のために寄附をしたもので、当該寄附の日以前3年間に市のためにした寄附の合計額が300万円以上（団体等にあつては500万円以上）となるもの

2 前項に定めるもののほか、ボランティア活動を16年以上行っているもので、当該ボランティア活動による功績が条例第2条第1号から第4号までのいずれかの規定に該当すると認められるものについては、当該規定の対象者とすることができる。

（在職年数等の計算）

第6条 前条の規定による在職年数及び活動年数は、中断しても、これを通算する。

2 同時に2以上の職を兼ねていた場合の在職年数の計算は、その一方によって計算し、他の年数は計算しない。

（表彰）

第7条 条例により表彰を受けるべき者が表彰される以前に死亡したときは表彰状及び記念品はその遺族に贈与する。

（委任）

第8条 この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和53年5月1日から施行する。

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後のみよし市表彰条例施行規則の規定は、平成28年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の適用の際現にこの規則による改正後の第5条第1項第1号又は第2号に掲げる職に在職する者がある場合には、適用日前までの当該職の在職年数に市長が別に定める割合を乗じて得た年数を、この規則による改正後の当該職の在職年数とみなす。

別表第1 (第2条関係)

表彰区分	基準年数	4年	8年	12年	16年
自治功勞		市長・町長	市議会議員 副市長	町議会議員 副町長、助役 収入役 監査委員 選挙管理委員 固定資産評価審査委員 公平委員会委員 区長	表彰審査委員・防災会議委員 明るい選挙推進協議会委員 特別職報酬等審議会委員 行政相談員・法律相談員・行政改革推進委員 固定資産評価委員 人権擁護委員 消防団員
教育功勞			教育長 (H28.10.1以降に限る)	教育委員 (H28.9.30以前の教育長含む)	学校給食センター運営委員・社会教育委員・青少年補導員 図書館協議会委員・社会教育活動地区推進委員
体育功勞					スポーツ推進委員・地区スポーツ委員・スポーツ振興審議会委員 体育協会理事、評議員
文化功勞					文化協会役員・文化財保護委員
福祉功勞 (社会福祉功勞)					交通委員・交通指導員 保護司・訪問介護員・人権擁護委員
(児童福祉功勞)					民生児童委員・児童厚生員・子ども会指導者
(保健衛生功勞)			病院事業管理者		健康づくり地区推進委員・保健対策推進協議会委員 予防接種健康被害調査委員・市民病院運営協議会委員 国民健康保険運営協議会委員
産業功勞 (商工功勞)				農業委員 愛知用水総代会総代 土地改良区総代会総代	都市計画審議会委員・統計調査員・生産組合長 利水委員・その他農商工団体等 土地改良区理事 農地利用最適化推進委員
ボランティア功勞					ボランティア活動

別表第2(第3条関係)

表彰区分	基準年数	4年	6年	8年
自治功勞		市議会議員 副市長	町議会議員 副町長、助役 収入役 監査委員 選挙管理委員 固定資産評価審査委員 公平委員会委員 区長	表彰審査委員・防災会議委員 明るい選挙推進協議会委員 特別職報酬等審議会委員 行政相談員・法律相談員・行政改革推進委員 固定資産評価委員 人権擁護委員 消防団員
教育功勞		教育長(H28.10.1以降に限る)	教育委員(H28.9.30以前の教育長含む)	学校給食センター運営委員・社会教育委員・青少年補導員 図書館協議会委員・社会教育活動地区推進委員
体育功勞				スポーツ推進委員・地区スポーツ委員・スポーツ振興審議 体育協会理事、評議員
文化功勞				文化財保護委員・文化協会役員
福祉功勞 (社会福祉功勞) (児童福祉功勞) (保健衛生功勞)				交通委員・交通指導員 保護司・訪問介護員・人権擁護委員 民生児童委員・児童厚生員・子ども会指導者
		病院事業管理者		健康づくり地区推進委員・保健対策推進協議会委員 国民健康保険運営協議会委員・市民病院運営協議会委員 予防接種健康被害調査委員会
産業功勞 (商工功勞)			農業委員 愛知用水総代会総代 土地改良区総代会総代	都市計画審議会委員・統計調査員・生産組合長 利水委員・その他農商工団体等 土地改良区理事 農地利用最適化推進委員
ボランティア功勞				ボランティア活動